

山梨県公報

号外第二十七号

平成二十年

五月二十九日

木 曜 日

目 次

規 則

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律施行細則……………

道路交通法第五十一条第十八項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額
……………

を定める規則の一部を改正する規則……………

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第二十九号

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
施行細則を次のように定める。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)及び中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第
十八号。以下「施行令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援給付申請書等)

第二条 法第十四条第一項の支援給付の開始又は変更の申請は、支援給付(変更)申請
書(第一号様式)により行うものとする。

2 前項の支援給付(変更)申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 資産申告書(第二号様式)
- 二 収入申告書(第三号様式)

- 三 給与証明書(第四号様式)
 - 四 家屋補修計画書(第五号様式)
 - 五 生業計画書(第六号様式)
 - 六 その他知事が必要と認める書類
- 3 施行令第二十條の葬祭支援給付の申請は、第一項の規定にかかわらず、葬祭支援給
付申請書(第七号様式)により行うものとする。

(届出等)

第三条 次に掲げる届出等については、山梨県生活保護法施行細則(昭和三十七年山梨
県規則第二十四号)に規定する届出等の例による。

- 一 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法(昭和二十
五年法律第四百四十四号)第四十條第二項の規定による届出
- 二 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第四十一條
第一項の規定による認可の申請
- 三 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第四十一條
第五項の規定による認可の申請
- 四 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第四十二條
の規定による認可の申請
- 五 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第四十八條
第四項の規定による届出
- 六 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法施行規則
(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第七條の規定による報告

(保護施設事業開始届)

第四条 法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第四十一
條第二項の認可を受けた保護施設の管理者は、その保護施設の事業を開始したときは、
その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

2 山梨県生活保護法施行細則第十四條の規定は、前項の規定による届出について準用
する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

殿

申請者住所
氏名

印

支援給付（変更）申請書

次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。

現在住んでいる所							
	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業	健康状態
要 支 援 者		本人					
		配偶者					
同 居 家 族							
家族のうち別居している者があ る場合は、その氏名及び住んで いる所							
申請しようとする 支援給付の種類	生活・住宅・医療・介護・出産・生業						
支援給付を申請する理由							

備考 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

殿

申請者住所
氏名

印

資産申告書

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土地	種類		有・無	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権	
	宅地		有・無				有・無	
	田畑		有・無				有・無	
	山林・その他		有・無				有・無	
建物	居住用	種類		有・無	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
		持家		有・無				有・無
		借家・借間		有・無			(家賃月額)	有・無
	その他		有・無				有・無	

2 現金・預貯金・有価証券等

現金	有・無	
----	-----	--

預貯金	有	金融機関	口座番号	口座名義	預貯金額	
	無					
有価証券	有	種類	額面	評価積算額		
	無					
生命保険	有 ・ 無	契約先	証書番号	加入年月日	保険金額	保険金受取人
			加入者氏名	満期年月日	保険料 (年額)	
その他の 保険	有 ・ 無					

3 その他の資産

自動車 (自動二 輪車を含 む。)	有	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
	無	使用 未使用				
貴金属・ その他高 価な物	有 ・ 無	品名				

4 負債（借金）

有・無	金額	借入先

備考

- 1 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- 2 有価証券は、種類の欄に「株券・国債」等を記入し、その評価概算額の欄に現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- 3 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

年 月 日

殿

申請者住所
氏名

印

収入申告書

年分の私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前						
仕事の内容 勤務先等						
区分	収入	必要経費1	就労日数	収入	必要経費2	就労日数
前 年 12 箇 月 分	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
	月分					
合計欄						
必要経費（前月分） の主な内容		1				
		2				

2 恩給・年金等による収入（該当するものに○で囲んでください。）

有・無	国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金・その他 ()	収 入 額	月額 年額
-----	---	-------------	----------

3 仕送りによる収入（前年12箇月分の合計を記入してください。）

有 ・ 無		内容	仕送りした者の氏名・続柄
	仕送りによる収入		
	現物による収入	米・野菜・魚介・その他 (もらったものを○で囲んで ください。)	

4 その他の収入（前年12箇月分の合計を記入してください。）

有 ・ 無		内容	収入	受領した年月日
	生命保険等の給付金			
	財産収入（土地・家 屋の賃貸料等）			
	その他			

5 その他将来において見込みのある収入（上記1から4までに記入したものを除く。）

有 ・ 無	内容	収入見込額

備考

- 「1 働いて得た収入」は、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等で前年12箇月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入の合計欄のみ記載してください。
- 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。農業収入については、前年12箇月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の必要経費の総額を記入してください。
- 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

年 月 日

殿

所在地又は住所
事業所（雇主）名

印

給与証明書

次のとおり証明します。

氏名		職名及び 職務内容	
居住地			
給 与 額	基本給	控 除 額	所得税
	日給(日分)		住民税
	手当		健康保険料
	手当		厚生年金保険料
	手当		雇用保険料
	小計(イ)		小計(ロ)
差引支給額 (イ) - (ロ)	前2箇月の差引支 給額	月分 月分	

備考 事実と違ったことを証明した場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

家屋補修計画書

申請者
氏名

印

建物の規模及び
構造

補修を必要とする状況

- 1 破損の状況
- 2 修理の規模

補修のために必要な費用の内訳

品名	規格	単価×数量＝金額			備考
		単価	数量	金額	
計					

見積者

見積年月日
住所
氏名

年 月 日

印

備考 補修箇所を朱記した家屋の立面図及び平面図を添付すること。

年 月 日

生業計画書

申請者
氏名

印

1 生業計画の内容(誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするのか。)

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見通し

イ 収入をあげ得る時期

ロ 収入見込額(月額又は年額)

ハ 収入をあげるために必要な材料代、その他の費用(月額又は年額)

ニ 利益(ロからハを引いた額)

年 月 日

殿

申請者住所
氏名

印

葬祭支援給付申請書

次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第20条の規定による葬祭支援給付を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。

死亡者	氏名		葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日		死亡時の住所又は居所	
葬祭予定年月日				
葬祭費	遺留金額	差引不足額	備考	

山梨県規則第三十号

道路交通法第五十一条第十八項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路交通法第五十一条第十八項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

道路交通法第五十一条第十八項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則（昭和六十一年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五十一条第十八項」を「第五十一条第十六項」に改める。

本則中「第五十一条第十八項」を「第五十一条第十六項」に、「同条第三項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同項」に改め、本則の表第一号中「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項」に、「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同表第二号及び第三号中「第五十一条第九項前段」を「第五十一条第六項前段」に改める。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。ただし、本則の表の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

山梨県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年山梨県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第一号様式中「々 雇用保険法第13条及び第39条第1項」を「々」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十二号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第一条第一項第七号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改め、同項第九号中「第一条第一項第七号イ(4)」を「第一条の四第一項第七号イ(4)」に改め、同項第十号中「五年」を「十年」に改め、同項第十五号中「第一条第一項第六号」を「第一条の四第一項第六号」に改め、同条第二項中「第一条第一項第七号イ(2)」を「第一条の四第一項第七号イ(2)」に改める。

第五条第四項第二号中「通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、求職者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下であるものうち」を削る。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職業訓練手当支給規則第二条第一項第十号及び第五条第四項第二号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）
2 平成二十年三月以前の月分に係る通所手当の月額については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番